

るものは賣却の利得に限るを以て船舶と船舶との交換或は會社の出資拂込を爲したる如き場合は課税の範圍外と解すべきである。

第三章 税率

第四條 戦時利得税ハ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

- 一 法人ノ利得 利得金額百分ノ二十
- 二 個人ノ利得 利得金額百分ノ十五

本條は税率に付規定したもので即ち法人に付ては第五條以下の規定に依り算出したる利得金額の二割個人に付ては一割五分を賦課するものである。而して個人の利得中普通の利得と船舶、鑛業等の賣却利得とは各別に利得金額を決定するものであるから自然に税率も各別に適用するものである。例へば法人に付ては利得金額五〇、〇〇〇圓なるときは税額は一〇、〇〇〇圓となり個人に付ては利得金額五〇、〇〇〇圓なるときは七、五〇〇圓となるものとす。

第四章 利得金額の計算方法

本税法中利得金額の計算方法は最も複雑にして法文上難解の點尠からず、特に課税上の基礎となるものなれば其の計算は最重要なる事項である、左に各節に區分して之を解説しよう。

第一節 法人の利得金額計算

第五條 法人ノ戦時事業年度所得金額ガ平時事業年度ノ平均所得金額ヲ超過スル場合ニ於テ其ノ超過額中平時事業年度ノ平均所得金額ノ百分ノ二十ヲ超過スル金額ヲ以テ法人ノ利得金額トス前項利得金額計算ノ場合ニ於テ左記各號ニ該當スルモノアルトキハ各其ノ定ムル所ニ依リ平時事業年度ノ平均所得金額ヲ計算ス

- 一 何レノ平時事業年度ニ於テモ所得金額ナキトキ又ハ平時事業年度ノ平均所得金額ガ平時事業年度ノ平均資本金額ニ對シ年額百分ノ十未満ナルトキハ平時事業年度ノ平均資本金額ニ對スル年額百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ平時事業年度ノ平均所得金額トス
- 二 大正三年八月一日以後第一次ノ事業年度終了シタル法人ニ付テハ戦時事業年度ノ資本金額ニ對シ年額百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ平時事業年度ノ平均所得金額トス
- 三 戦時事業年度ノ資本金額ガ平時事業年度ノ平均資本金額ニ對シ増減アル場合ニ於テハ平時事業年度ノ平均資本金額ニ對スル平均所得金額ノ割合ヲ以テ戦時事業年度ノ資本金額ニ付算出

シタル金額ヲ平時事業年度ノ平均所得金額トス此ノ場合ニ於テ第一號ノ規定ノ適用ニ付テハ
戰時事業年度ノ資本金額ヲ以テ平時事業年度ノ平均資本金額ト看做ス
四平時事業年度ト戰時事業年度ト期間ニ相違アルトキハ戰時事業年度ノ月數ニ應ジ月割ヲ以テ
平時事業年度ノ所得金額ヲ計算ス
資本金額ノ算定方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

施行規則

第二條 法人ノ平時事業年度ノ平均所得金額ハ平時事業年度ノ總數ヲ以テ其ノ合計所得金額ヲ
除シ之ヲ計算ス

第三條 法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ左記各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

- 一 合名會社又ハ合資會社ニ在リテハ各月末ニ於ケル出資金額、各種ノ積立金額其ノ他名義
ノ何タルヲ問ハズ積立金ノ性質ヲ有スル資産金額及借入金アルトキハ其ノ出資金額ヲ超
過スル金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス
- 二 株式會社又ハ株式合資會社ニ在リテハ各月末ニ於ケル拂込株式金額、出資金額及各種ノ
積立金額其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ積立金ノ性質ヲ有スル資産金額ノ月割平均ヲ以テ

之ヲ計算ス

- 三 相互保險會社ニ在リテハ各月末ニ於ケル基金及各種ノ積立金額其ノ他名義ノ何タルヲ問
ハズ積立金ノ性質ヲ有スル資産金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス
- 四 前二號ノ場合ニ於テ保險會社ニ於ケル保險責任準備金及保險支拂備金ハ之ヲ除算ス
前項計算ノ場合ニ於テ繰越缺損金額アルトキハ其ノ各月末ニ於ケル金額ノ月割平均ヲ以テ之
ヲ計算シ資本金額ヨリ控除ス

第四條 戰時利得税法第二條ニ該當スル法人又ハ戰時利得税ヲ課スベキ利得ノ基本タル所得ト
其ノ他ノ所得トヲ有スル法人ノ資本金額ノ算定ニ付テハ利得金額計算ノ基本タル所得金額ニ
相當スル資本金額ヲ見積計算ス

本條は法人に關する戰時利得金額の算定方法の規定である、而して本條を説明せんとするには先
づ平時事業年度及戰時事業年度、所得金額、資本金額とは如何なるものなるかを説明するの必要が
ある左に之を概説する。

(イ) 平時事業年度

平時事業年度の如何なるものなりやは税法第十六條に明文がある即ち大正三年七月三十一日

以前二年内に終了したる各事業年度を謂ふものとす。即ち歷年一年を以て事業年度と爲せる會社に付ては大正元年一月より同十二月に至る事業年度及大正二年一月より同年十二月に至る事業年度の二事業年度に相當し〔一月より六月迄〕の半年を以て事業年度と爲せる會社に在りては大正元年七月より十二月迄、大正二年一月より六月迄、大正二年七月より十二月迄、大正三年一月より六月迄の四事業年度分を計算するものとす其の他の會社も之に準ずるものにして要するに大正三年七月三十一日より前二年即ち大正元年八月一日迄の間に終了したる事業年度を指稱したるものとす。

(ロ) 戦時事業年度

戦時事業年度に付ても税法第十六條に之を規定せり。即ち戦時事業年度と稱するは大正七年一月一日以後に於て終了する各事業年度を謂ふのである。故に苟も大正七年一月一日以後に終了する事業年度なるときは其の事業年度の始期が大正六年にても之に包含するものと解すべきである。

(ハ) 所得金額

所得金額に付ても税法第十六條に規定してある。即ち所得税法に依りて政府の決定したる所

得金額を指稱するものである。而して政府の決定したるは最初決定して後に審査又は誤謬訂正等の爲め異動したるものに付ては平時事業年度の所得金額は其の異動したる金額に依るべきである。

(ニ) 資本金額

資本金額に付ては本説明の末項に詳細説明を爲すこととして茲には大體に於て營業税の資本金額の計算方法と同一であることのみを記すに止めよう。

左に利得金額の計算方法に付各種の場合を例示して之を説明することとする。

(一) 平時事業年度と戦時事業年度と資本金額の異動なき場合

第一例 (平時の平均所得金額が平均資本金額の年一割以上のもの)

(イ) 平時事業年度 (半年を事業年度と爲すもの)

事業年度	資本金額	決定所得金額	資本に對する割合 割分厘毛絲
大正元年自七月至十二月	五〇〇,〇〇〇 円	三二,一〇〇 円	—
大正二年自一月至六月	五〇〇,〇〇〇 円	三五,三〇〇 円	—
大正二年自七月至十二月	五〇〇,〇〇〇 円	二六,三八七 円	—

大正三年自一月至六月平均	五〇〇,〇〇〇	三六,五二七	年割合	一
平	五〇〇,〇〇〇	三二,五七八	年割合	一三〇三二

年額割合は平均所得金三二、五七八圓を二倍して年額とし資本金にて除し繰位に止め以下切上げたるものとす。

(ロ) 戦時事業年度 大正七年自一月至六月

資本金額五〇〇,〇〇〇圓 決定所得金一三二、三〇〇圓

(ハ) 利得金額の計算

資本金額に異動なきを以て平時の平均所得金額三二、五七八圓に其の百分の二十即ち六、五一五圓を加へ合計三九、〇九三圓を戦時の所得一三二、三〇〇圓より控除したる残額九三、二〇七圓を利得金額とす。

第二例 (平時の平均所得金額が平均資本金額の年一割未満のもの)

(イ) 平時事業年度 (一年を事業年度と爲すもの)

事業年度	資本金額	決定所得金額	資本金に対する割合
------	------	--------	-----------

大正元年自一月至十二月平均	五〇〇,〇〇〇圓	三一,二〇〇圓	↓
大正二年自一月至十二月平均	五〇〇,〇〇〇圓	二〇,一五〇圓	↓
平	五〇〇,〇〇〇圓	二五,六七五圓	年
			一〇五二三五

(ロ) 戦時事業年度 大正七年自一月至十二月

資本金額 五〇〇,〇〇〇圓 決定所得金 七二、三〇〇圓

(ハ) 利得金額の計算

平時の平均所得金額が資本金に對し年一割未満なるを以て平時資本金五〇〇,〇〇〇圓の年一割額即ち五〇,〇〇〇圓を平時の平均所得金と看做し之に百分の二十即ち一〇,〇〇〇圓を加へ合計六〇,〇〇〇圓を戦時の所得七二、三〇〇圓より控除したる残額一二、三〇〇圓を利得金額とす。

第三例 (平時の平均所得金額が欠損のみなるとき)

(イ) 平時事業年度

事業年度	資本金額	決定所得金額	資本金に対する割合
大正元年自一月至五月	五〇〇,〇〇〇圓	欠	損

大正二年自一月至十二月平均	五〇〇,〇〇〇	缺	損	三〇
大正二年自一月至十二月平均	五〇〇,〇〇〇			

(ロ) 戦時事業年度 大正七年自一月至十二月

資本金額 五〇〇,〇〇〇圓 決定所得金 七二,三〇〇圓

(ハ) 利得金額の計算

利得金額の計算は第二例と同一なりとす。

(二) 平時事業年度と戦時事業年度と資本金額の異動ある場合

第一例 (平時の平均所得金額が平均資本金額の年一割以上のもの)

(イ) 平時事業年度 (半年を事業年度と爲すもの)

事業年度	資本金額	決定所得金額	資本に対する割合 割分厘毛絲
大正元年自七月至十二月平均	五〇〇,〇〇〇圓	三三,一〇〇圓	六.六二
大正二年自一月至六月	五〇〇,〇〇〇圓	三五,三〇〇圓	七.〇六
大正二年自七月至十二月平均	七〇〇,〇〇〇圓	四二,一〇〇圓	六.〇一
大正三年自一月至六月平均	七〇〇,〇〇〇圓	四五,二〇〇圓	六.四三
大正三年自七月至十二月平均	六〇〇,〇〇〇圓	三八,六七五圓	六.四六

(ロ) 戦時事業年度 大正七年自一月至六月

資本金額 七〇〇,〇〇〇圓 決定所得金 一三二,三〇〇圓

(平時の平均資本金額は六〇〇,〇〇〇圓なるに戦時は七〇〇,〇〇〇圓にして増資

其の他積立金等の爲増加せるもの)

(ハ) 利得金額の計算

戦時事業年度の資本金七〇〇,〇〇〇圓に平時の資本に對する所得の割合年一割二分八厘九毛二糸を乗し算出したる九〇,二四四圓に其の百分の二十即ち一八,〇四八圓を加へ合計一〇八,二九二圓を戦時の所得一三二,三〇〇圓より控除したる残額二四,〇〇八圓を利得金額とす。

第二例 (平時の平均所得金額が平均資本金額の一割未満のもの)

(イ) 平時事業年度

事業年度	資本金額	決定所得金額	資本に対する割合 割分厘毛絲
大正元年自七月至十二月平均	五〇〇,〇〇〇圓	二〇,一三二圓	四.〇三
大正二年自一月至六月平均	五〇〇,〇〇〇圓	三二,一〇五圓	六.四二

大正二年自七月	七〇〇,〇〇〇	一三二,二〇〇	
大正三年自十二月	七〇〇,〇〇〇	三三二,二二三	
大正三年自六月	六〇〇,〇〇〇	二四,一五	年
平均			〇八〇三九

(ロ) 戦時事業年度 大正七年自一月至六月

資本金額 七〇〇,〇〇〇圓 決定所得金 一三二,三〇〇圓

(ハ) 利得金額の計算

戦時事業年度の資本金七〇〇,〇〇〇圓に年一割を乗じたる額七〇,〇〇〇圓を二除し(七〇,〇〇〇圓は年額なるを以て二分して六ヶ月分を計算す)たる三五,〇〇〇圓に其の百分の二十即ち七,〇〇〇圓を加へ四二,〇〇〇圓を戦時の所得一三二,三〇〇圓より控除したる金額九〇,三〇〇圓を利得金額とす。

第三例(平時の平均所得金額なきとき)

平時の平均所得金額が欠損の爲毫もなきときは第二例に準じ戦時の資本金に對する年一割の割合を以て算出したる金額に其の百分の二十を加へ戦時所得金より控除して算出するこゝと第二例と同一となるものとす。

(三) 大正三年八月一日以後第一次の事業年度終了したる法人の場合本項に該當する法人は即ち大正三年八月一日以後新に設立したる法人又は大正三年八月一日以前設立したる法人にして第一次の決算期が同八月一日以後に涉りたる法人である。左に例示して説明する。

第一例(大正三年十月設立)

(イ) 戦時事業年度(大正七年自一月至六月)

資本金額 七〇〇,〇〇〇圓 決定所得金 一三二,三〇〇圓

(ロ) 利得金額の計算

此の場合は平時の平均所得金額なきを以て之を基礎とする能はず、故に戦時の資本金七〇〇,〇〇〇圓に對する年一割の割合を以て算出したる金額七〇,〇〇〇圓の半額(事業年度六ヶ月なるを以て二分して半年分の所得を算出す)三五,〇〇〇圓を平時の平均所得金とし之に其の百分の二十即ち七,〇〇〇圓を加へ合計四二,〇〇〇圓を戦時所得金一三二,三〇〇圓より控除したる残額九〇,三〇〇圓を利得金額とす。

(四) 平時事業年度戦時事業年度と期間に相違あるとき

本項に該當する法人は平時年度即ち大正三年七月三十一日以前二年内に終了したる事業年度

の期間と戦時の事業年度の期間と相違するものに限るものである左に之を例示して説明しよう。

第一例（大正元年四月設立の爲一年分の事業年度端数あるもの）

（イ）平時事業年度

事業年度	資本金額	決定所得金額	資本に對する割合
大正元年自四月至十二月	七〇〇,〇〇〇 ^円	六二,〇〇〇 ^円	九ヶ月分に付決定せられたるもの
大正二年自一月至十二月	七〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	一ヶ年分
平均	七〇〇,〇〇〇	七一,〇〇〇	年割、一〇一四三

（ロ）戦時事業年度 大正七年自一月至十二月

資本金 七〇〇,〇〇〇^円 決定所得金 一三二,三〇〇^円

（ハ）利得金額の計算

本例に於て平時事業年度中の大正元年分は四月より十二月にして戦時の事業年度と期間に相違あるが故に此の儘平時所得を計算するときは苛酷の利得税を納付することと爲るべし。故に此の場合に於て大正元年分を戦時事業年度の月数即ち十二ヶ月に應

じ大正元年分の所得金額を月割にて一年分に引直して計算するものとす。即ち大正元年分の所得六二、〇〇〇^円は四月より十二月に至る九ヶ月分に相當するが故に一ヶ月分六、八八八^円となる此の一年分即ち十二乗すれば大正元年分所得金は八二、六五六^円と爲る。依て利得金額の計算上に於ては大正元年分所得金額を八二、六五六^円と看做し之と大正二年分八〇、〇〇〇^円との平均額八一、三二八^円を平時の平均所得金額とし之に其の百分の二十即ち一六、二六五^円を加へ合計九七、五九三^円を戦時所得金一三二、三〇〇^円より控除したる残額三四、七〇七^円を利得金額とす。

以上の如く新設の爲事業年度の異なるものなると又は定款變更の爲事業年度の異動したるものなるとを問はず平時の各事業年度の所得金額を戦時の事業年度の期間に相當する所得金に引直し前各號に準じ戦時利得金額を計算するものである。

前各號に資本金額と稱したるは左記の方法に依り各事業年度毎に計算したるものを指稱したのである。

（二）合名會社又は合資會社

合名會社又は合資會社に在りては各事業年度毎に各月末に於ける出資金額、各種の積立金額

其の他積立金の性質を有する資産金額即ち前期繰越金及借入金あるときは其の出資金額を越ゆる金額の月割平均額を計算するものである。

(二) 株式会社又は株式合資会社

各事業年度毎に各月末に於ける拂込株式金額、出資金額及各種の積立金額其の他名稱の何たるを問はず積立金の性質を有する資産金額の月割平均額を計算するものである。

(三) 相互保険会社

各事業年度毎に各月末に於ける基金及各種の積立金額其の他名稱の何たるを問はず積立金の性質を有する資産金額の月割平均額を計算するものである。

(四) 保険会社に於ける保険責任準備金及保険支拂備金は之を除外するものとす。

(五) 前各號の場合に於て繰越欠損金額あるときは其の資本金額より控除するものとす。之を例示すれば左の如し。

合名會社のとき(事業年度一月より六月迄のもの)

月別	出資金額	積立金	前期繰越金	出資金額を越ゆる借入金	計
一月	五〇〇,〇〇〇 ^円	五二,〇〇〇 ^円	五,〇〇〇 ^円	二〇〇,〇〇〇 ^円	七五六,〇〇〇 ^円

計	各月末平均額 (六分の一)					
	二月	三月	四月	五月	六月	計
出資金額	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	七五六,〇〇〇
積立金	五二,〇〇〇	五二,〇〇〇	五二,〇〇〇	五二,〇〇〇	五二,〇〇〇	七五六,〇〇〇
前期繰越金	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	七五六,〇〇〇
出資金額を越ゆる借入金	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	七五六,〇〇〇
計	八五六,〇〇〇	八五六,〇〇〇	八五六,〇〇〇	八五六,〇〇〇	八五六,〇〇〇	八五六,〇〇〇

即ち本年度の資本金額は八五六、〇〇〇圓となる此の資本金額と所得金額とを對照して前記の如く利得金額を計算するものである。

而して資本金額の計算は前記各號に依りて計算するものにして大體營業税の資本金額計算方法と同一の方法に依るものなるも

(一) 本法第二條に該當する法人即ち外國の法人

(二) 本税を課すべき利得の基本たる所得と其の他の所得とを有する法人の資本金額に付ては利得税を課すべき利得金額の基本たる所得金額に相當する資本金額を見積計算するものとす。

例へば

(一) 外國に在る會社にして本法施行地に支店を有するときは其の支店のみの所得に對して利

得税を納付する義務あるものなるが故に其の支店の所得に付利得金額を計算せざるべからず此の場合に於ては資本金額は全會社の資本を計算すること能はざるを以て税法施行地に於ける資本金額を前記各項に準じて見積るの如きである。

(二)又内國會社にして其の所得中公債金額の利子を有し又は他會社の配當金を有するときは所得金額の計算上之を控除しあるを以て従て利得税を課せざるが故に其の課税せざる所得に對する資本金額は會社全體の資本金額中より控除したるものを以て利得金額計算上の資本金額と爲すべきである。

前二號の場合に於て外國會社の分は内地の分に付適當に之を見積るの外なきも内國會社にして利得税を課するべき所得と之を課せざる所得とを有するものに付ては先づ會社全體の資本金に付各月末現在平均額を算出し然る後各所得に對する事業年度末の資産金額に依るか又は所得金額に依り之を適當に見積區分するの外なきものとす。

法人の平時事業年度の平均資本金額及平均所得金額を計算する場合に於て合併を爲したる會社に付ては新設合併即ち二個の舊會社を合して新に會社を設立したるときは合併前の會社に關係なく之を計算し併吞合併なるとき即ち一の大會社が小會社を併吞したるときは被合併會社の資本金額及所

得金額等は除外して之を計算するものである。

第二節 個人普通利得金額の計算

第六條 個人ノ所得金額カ大正二年以前二年ノ平均所得金額ヲ超過スル場合ニ於テ其ノ超過額中大正二年以前二年ノ平均所得金額ノ百分ノ二十ヲ超過スル金額ヲ以テ第三條第一項第二號ノ利得金額トス但シ所得金額中相續財産ヨリ生スル所得アル場合ニ於テハ之ニ對スル大正二年以前二年中ノ被相續人ノ所得金額ヲ相續人ノ所得金額ト看做シ平均所得金額ヲ計算ス

前項利得金額計算ノ場合ニ於テ大正二年以前二年中所得税法第四條ノ三第三號ノ所得アルトキハ之ヲ除算シ大正七年以後其ノ年分ノ所得中所得税法第四條ノ三第三號ノ所得アルトキハ其ノ所得金額ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル金額ヲ前項ノ平均所得金額ニ加算ス

第一項ノ場合ニ於テ大正二年以前二年ノ平均所得金額千圓未満ナルトキ又ハ其ノ平均所得金額ナキトキハ所得金額ノ半額ヲ以テ利得金額トス
利得金額三千圓未満ナルトキハ戰時利得税ヲ課セス

施行規則

第五條 戰時利得税法第六條第二項ノ規定ニ依リ大正二年以前二年ノ平均所得金額ニ加算スハ

キ金額ハ當該竹木ノ大正三年七月中ニ於ケル見積平準價額ヨリ其ノ年分山林伐採所得ノ算出
上總收入金額ヨリ控除シタル必要ノ經費ニ相當スル金額ヲ控除シテ之ヲ計算ス

本條は個人の普通利得の計算方法を規定したものである。普通利得は大體第三種所得金額を基礎として計算するものである、而して第三種の所得中俸給、給料、手當、歳費、年金、恩給、退職料に對しては課税せざるものなるを以て決定所得金額中此等の所得を含有するときは之を除外して本條の規定に依り計算するものとす。

左に其の計算方法を例示すべし。

第一例 (俸給、給料の所得、相續財産の所得、山林の所得なき場合)

大正元年分所得決定金額	
所得種類	所得金額
田、畑	一、二五〇圓
商業所得	一、五〇〇圓
計	二、七五〇圓

(イ) 大正二年分所得決定金額

大正七年分決定所得金額	
所得種類	所得金額
田、畑	一、五五〇圓
商業所得	一、八〇〇圓
計	三、三五〇圓
平均所得金額	三、〇五〇圓

(ロ) 大正七年分決定所得金額

所得種類	所得金額
田、畑	一、七〇〇圓
商業所得	一、二二〇〇圓
計	一、三、九〇〇圓

(ハ) 利得金額の計算

本例は大正七年分所得中相續財産も無く又山林の所得も無き場合なるを以て大正七年分決定所得二三、九〇〇圓より大正二年以前二年分の平均所得金額二、〇五〇圓と其の百分の二十即ち六一〇圓の合計額三、六六〇圓を控除したる殘額一〇、二四〇圓を利得金額とす。

第二例 (平時、戦時共に俸給所得あり且大正七年に商業所得あるとき)

大正元年分所得決定金額

所得種類	所得金額
田、畑	一、二五〇圓
俸給	二、四〇〇圓
貸家	三、三〇〇圓
計	六、九五〇圓
内俸給ヲ除キタル所得 四、五五〇圓	

(イ) 大正二年分所得決定金額

所得種類	所得金額
田、畑	一、三〇〇圓
俸給	二、四〇〇圓
貸家	三、五二〇圓
計	七、二二〇圓
内俸給ヲ除キタル所得 四、八二〇圓	
平均所得金額(俸給ヲ除キタルモノ) 四、六八五圓	

(ロ) 大正七年分決定所得金額

田、畑	一、三〇〇圓
俸給	二、四〇〇圓
貸家	三、七〇〇圓
商業	五、三〇〇圓
計	一〇、三〇〇圓
内俸給ヲ除キタル所得 一〇、三〇〇圓	

(ハ) 利得金額の計算

本例は平時及戦時に決定所得金額中に俸給所得を包含せるを以て何れも之を除外したるものに付利得金額を計算するを要す。即ち大正元年分より俸給所得を除きたる額四、五五〇圓と大正二年分より俸給所得を除きたる額四、八二〇圓とを平均して四、六八五圓を平均所得金額と爲し。而して大正七年分所得一二、七〇〇圓より俸給所得を除きたる一〇、三〇〇圓を戦時所得として利得金額を計算するものとす。即ち平均所得金四、六八五圓と其の百分の二十即ち九三七圓とを合計したる五、六二二圓を大正七年分一〇、三〇〇圓より控除したる残額四、六七八圓を利得金額とす。本例に於て平時に於ては商業の所得なく戦時に於て營業開

始の爲商業の所得あるものなるが此等は別に俸給の如き除外する所得を除くの外は凡て其の合計額に付増加額を比較するものなるが故に各種類を區別するの必要なきものとす。

第三例 (大正七年分の所得中相續財産より生ずる所得あるとき)

大正元年分所得決定金額

所得種類	所得金額
田、畑	二〇〇〇圓
貸家	二、〇〇〇圓
計	二、二〇〇圓

外田、畑六十餘町歩被相續人の所得として決定せるもの 田、畑 六、五〇〇圓

相續財産に對するものを加算したるもの 八、七〇〇圓

大正二年分所得決定金額

田、畑	三〇〇〇圓
貸家	二、五〇〇圓
計	二、八〇〇圓

外田畑六十餘町歩分、被相續人の所得として決定せるもの 田、畑 六、七〇〇圓

相續財産に對するものを加算したるもの 九、五〇〇圓

平均所得金額(相續財産に對する被相續人の所得を加算したるもの) 九、一〇〇圓

(ロ)大正七年分所得決定金額

田、畑	七、五〇〇圓
貸家	二、五〇〇圓
計	一〇、〇〇〇圓

内七、〇〇〇圓は大正六年に於て田、畑六十餘町歩を相續したる爲増加したるものにして大正元年及大正二年に於ては被相續人の所得として決定せられたるものとす

(ハ)利得金額の計算

本例は大正元年及大正二年に於ては僅かの田、畑を有せしものが大正六年に於て相續したる田、畑六十餘町歩の所得を包含して大正七年分所得を決定せる場合なるを以て此の場合に於ては大正元年分及大正二年分に於て其の相續財産に付被相續人に對し決定せられたる其の田、畑の所得を加算せざるべからず。即ち大正元年分及大正二年分に相續財産に對する被相續人の所得を加算したる平均所得金額九、一〇〇圓と其の百分の二十即ち一、八二〇圓の合計額一〇、九二〇圓を戦時所得金一〇、〇〇〇圓より控除すべきものなるも戦時所得少なきを以て利得金額なきものとす。

第四例 (大正元年分の所得中山林の所得ありて大正七年分の所得にも山林あるとき)

大正元年分所得決定金額

田、畑	三、〇〇〇圓
-----	--------

第四章 利得金額の計算方法

山林伐採 二、五三〇圓 (山林伐採の所得を除外する
を要するを以て之を除く)

營業所得 二、三六〇圓

計 七、八九〇圓 (山林所得を除きたる所得金額
五、三六〇圓)

大正二年分所得決定金額

田、畑 三、三〇〇圓

營業所得 二、七〇〇圓

計 六、〇〇〇圓

平均所得金額 五、六八〇圓 (山林所得を除外したるもの)

(ロ)大正七年分所得決定金額

田、畑 三、七〇〇圓

山林伐採 一、二〇〇圓

營業所得 三、〇〇〇圓

計 一、八、九〇〇圓

(ハ)利得金額の計算

本例は大正元年分に山林伐採の所得あるを以て利得金額を計算するには先づ大正元年分の山林所得を除外して其の平均所得金額を算出し置き次に大正七年分所得に計算せられたる山林所得の基本たる竹木の「大正三年七月中に於ける見積平準價額より其の所得に付適用したる必要の経費を控除したる残額を平時平均所得金額に加算するもの」として其の加算すべき金額は

例へば本年の山林伐採所得一、二〇〇圓の算出の基礎が

賣却竹木の代價金 二五、三〇〇圓

内控除すべき必要の経費

地租公課 三、〇〇〇圓

殖林費用 一〇、一〇〇圓

計 一三、一〇〇圓

差引所得金 一二、二〇〇圓

なるときは此の賣却したる二五、三〇〇圓の竹木を其の現狀に於て大正三年七月中に賣却したるときは其の價格何程なるやを見積り(平準價額とは適當の價額)例へば材木の價格よ

り比例して現時の價額の六割位の價格と見込むときは二五、三〇〇圓の六割即ち一五、一八〇圓を平準價額と爲し之より本年所得の計算上控除したる經費一三、一〇〇圓を控除し
殘額二、〇八〇圓を大正元年及二年の平均所得金額五、六八〇圓に加算し七、七六〇圓を以て利得計算上の平均所得金額と看做し

七、七六〇圓と此の二割相當額一、五五二圓合計九、三一二圓を大正七年分所得金一八、九〇〇圓より控除したる殘額九、五八八圓を利得金額とす。

個人の普通利得は前記各例示に準し計算すべきものなるも大正元年分及大正二年分の平均所得金額が千圓未満なるときは又は二年中全く所得金額なきときは其の年所得金額の半額を以て利得金額とするものとす。

又、前記各項に依りて算出したる利得金額が三千圓未満なるときは戦時利得税を課せざるものとす。

第三節 個人船舶鑛業等の賣却利得の計算

第七條 船舶又ハ鑛業若ハ砂鑛業ニ附スル權利若ハ設備ノ賣却金額ヨリ命令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル價格ヲ控除シタル金額ヲ以テ第三條第一項第三號ノ利得金額トス但シ其ノ利得金額カ

第三條第一項第二號ノ利得ニ屬スルモノナルトキ又ハ利得金額三千圓未満ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ利得金額ハ前年中ノ總額ニ依ル

施行規則

第六條 戦時利得税法第七條第一項ノ規定ニ依リ船舶又ハ鑛業若ハ砂鑛業ニ關スル權利若ハ設備ノ賣却金額ヨリ控除スヘキ價額ハ左記各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

船舶

一 大正三年七月三十一日以前ヨリ納稅義務者ノ所有ニ屬スルモノナルトキハ大正三年七月中心ニ於ケル見積平準價額、大正三年八月一日以後ノ設備費、改良費及賣却ニ關スル必要ノ經費ヲ計算ス

二 大正三年八月一日以後ノ製造又ハ取得ニ係ルモノナルトキハ其ノ製造費又ハ取得價額、設備費改良費及取得又ハ賣却ニ關スル必要ノ經費ヲ計算ス但シ取得價額不明ナルトキハ取得ノ日ニ於ケル見積價額ヲ以テ取得價額ト看做ス

鑛業又ハ砂鑛業ニ關スル權利

一 大正三年七月三十一日以前ヨリ納稅義務者ニ屬シ又ハ大正三年八月一日以後ノ設定ニ係ルモノナルトキハ大正三年七月中ニ於ケル見積平準價額及賣却ニ關スル必要ノ經費ヲ計算ス

二 大正三年八月一日以後ノ取得ニ係ルモノナルトキハ其ノ取得價額並取得及賣却ニ關スル必要ノ經費ヲ計算ス但シ取得價額不明ナルトキハ取得ノ日ニ於ケル見積價額ヲ以テ取得價額ト看做ス

鑛業又ハ砂鑛業ニ關スル設備

一 大正三年七月三十一日以前ヨリ納稅義務者ノ所有ニ屬スルモノナルトキハ大正三年七月中ニ於ケル見積平準價額大正三年八月一日以後ノ増設費、改良費及賣却ニ關スル必要ノ經費ヲ計算ス

二 大正三年八月一日以後ノ創設ニ係ルモノナルトキハ其ノ創設費、増設費、改良費及賣却ニ關スル必要ノ經費ヲ計算ス

三 大正三年八月一日以後ノ取得ニ係ルモノナルトキハ其ノ取得價額、増設費改良費並取得及賣却ニ關スル必要ノ經費ヲ計算ス但シ取得價額不明ナルトキハ取得ノ日ニ於ケル見積價額

ヲ以テ取得價額ト看做ス

前項ノ場合ニ於テ相續贈與又ハ遺贈ニ因リ取得シタルモノニ付テハ被相續人、贈與者又ハ遺言者ニ屬シタルモノハ之ヲ相續人受贈者又ハ受遺者ニ屬シタルモノト看做ス

本條は船舶又は鑛業若は砂鑛業に關する權利若は設備の賣却金額に因る利得の算定方法を規定せるものである。即ち船舶又は鑛業若は砂鑛業に關する權利若は設備の賣却金額より命令の定むる所に依り算定したる價額を控除したる金額を以て利得金額とするものにして其の控除すべき金額は施行規則第六條に規定してある。左に之を區別して説明しよう。

(一) 船舶

(イ)賣却したる船舶が大正三年七月三十一日以前より納稅義務者即ち賣却者の所有に係る場合此の場合に於ては其の賣却船舶の大正三年七月中に於ける見積價額に大正三年八月一日以後の設備費、改良費及賣却に關する必要の經費を賣却金額より控除したるものを利得金額と爲すものとす。

例へば

賣却金額

一、二〇〇、〇〇〇圓

四千噸汽船一艘一噸當三百圓
にて大正六年五月一日賣却

内 控 除 金

大正三年七月中見積平準價額	三四〇、〇〇〇圓	<small>一噸當八十五圓と見込</small>
大正三年八月一日以後の設備費	五〇、〇〇〇圓	<small>汽罐増設費</small>
同 改良費	一五〇、〇〇〇圓	<small>何々取替</small>
賣却費用	三〇、〇〇〇圓	<small>賣買手数料</small>
小 計	五七〇、〇〇〇圓	
差引利得金	六三〇、〇〇〇圓	

(ロ)大正三年八月一日以後製造又は取得に係るものなる場合

此の場合に於ては賣却金額より製造費又は取得價額、設備費、改良費及取得又は賣却に関する経費を控除したるものを以て利得金額とす。

例へば

一 例(大正三年八月一日以後製造に係るもの)

賣却金額	一、二〇〇、〇〇〇圓
内 控 除 金	

製 造 費

製造以後の改良費	七〇〇、〇〇〇圓
賣却費用	一五〇、〇〇〇圓
小 計	三〇、〇〇〇圓
差引利得金	八八〇、〇〇〇圓
	三二〇、〇〇〇圓

二 例(大正三年八月一日以後買得に係るものを賣却したるもの)

賣却金額	一、二〇〇、〇〇〇圓
内 控 除 金	
大正三年十二月買得原價	七〇〇、〇〇〇圓
買得後の設備費	一二〇、〇〇〇圓
同 改良費	五〇、〇〇〇圓
取得に関する費用	二〇、〇〇〇圓
賣却に関する費用	三〇、〇〇〇圓
小 計	九二〇、〇〇〇圓

本例の場合に於て買得したるものは其原價分明すべきも若し交換又は譲受けたるものなるときは其原價不明なるを以て其の取得の日に於ける見積價額を以て取得價額と爲すものとす。

本項中設備費とは増設的に設備したるものにして改良費とは資産價額の増加を來すべき費用に限るを以て普通の修繕費の如き單に原狀回復を目的とする費用を包含せざる趣旨と解すべきである。

(二)鑛業又は砂鑛業に關する權利

(イ)賣却したる權利が大正三年七月三十一日以前より納稅義務者に屬するとき又は大正三年八月一日以後の設定に係るものなる場合

此の場合に於ては賣却したる權利の價額より其の權利の大正三年七月中に於ける見積價額及賣却に關する必要の經費を控除して利得金額とす

(ロ)賣却したる權利が大正三年八月一日以後の取得に係るものなる場合

此の場合に於ては賣却代金より取得價額即ち買受たるものなれば買得原價 取得及賣却に關する經費を控除したるものを利得金額とす。而して若し買受たるものに非ずして譲受けたる

もの又は交換したるものなる等其の原價不明なるときは其の當時の價額を見積るものとす。

(三)鑛業又は砂鑛業に關する設備

(イ)賣却したる設備が大正三年七月三十一日以前より納稅義務者即ち賣却者の所有に屬するものなるとき

此の場合に於ては賣却代金より其の設備の大正三年七月中に於ける見積平準價額、大正三年八月一日以後の増設費改良費及賣却に關する必要の經費を控除したるものを利得金額とす。

(ロ)賣却したる設備が大正三年八月一日以後の創設に係るものなるとき

此の場合に於ては賣却代金より其の創設費(創設費とは創設當時の一切の費用)増設費、改良費及賣却に關する必要の經費を控除したる殘額を利得金額とす。

(ハ)賣却したる設備が大正三年八月一日以後の取得に係るものなるとき。

此の場合に於ては賣却代金より取得價額、増設費、改良費并取得及賣却に關する必要の經費を控除したる殘額を利得金額とす。

前各項の場合に於て賣却したる船舶權利又は設備が相續、贈與又は遺贈に因り取得したるものなるときは被相續人、贈與者又は遺言者に屬したるものは之を相續人受贈者又は受遺者に屬したるも

のと看做すべきものとす。即ち此の趣旨は例へば被相続人が船舶を所有し大正四年に於て相続開始の爲相続人が相続して大正六年に賣却したる場合の如きは相続人が最初より之を所有せるものと同一に取扱ふものとす其の他總て之に準ずるものとす。

本條に該當する利得も亦利得金額三千圓未滿なるときは課税の範圍外なりとす。而して本條に該當する利得金額は前年中の總額に依り調査すべきものなるを以て前年中の賣却金額に基き其利得を計算するものとす。而して其賣却金額は前年中に於て賣買の契約を締結したるものに依るを相當とすべく其代金を收受すると否とは敢て關係なきものとす。

第五章 戦時利得税を課せざる利得及贈與價額の控除

第八條 所得税法其ノ他ノ法令ニ依リ所得税ヲ免除セラレタル所得ニ付テハ戦時利得税ヲ課セス
公共團體又ハ慈善其ノ他ノ公益事業ニ對シタル贈與ノ價額ハ利得金額ヨリ之ヲ控除ス

施行規則

第七條 戦時利得税法第八條第二項ノ規定ニ依リ利得金額ヨリ控除スベキ贈與ノ價額ハ同法第三條第一項第二號ノ利得ニ付テハ當年分ノ總額ニ依リ、同條第一項第三號ノ利得ニ付テハ前

年分ノ總額ニ依リ之ヲ計算ス但シ同一ノ贈與ノ價額ハ重複ニ之ヲ計算セズ

本條は戦時利得税を課せざる利得及利得金額より控除すべき種類を規定せり。即ち所得税法第五條の二に依り所得税を免除したる重要物産の製造業及製鐵業獎勵法に依り免除したる製鐵業の所得に對しては戦時利得税を課せざるものとす。元來税法第三條第一項第二號の利得は所得税法に依り決定せる所得金額を基礎として其の利得を計算するものなるを以て所得税を免除したる所得は當然利得金額に計算せざることとなるが故に本條第一項の規定は注意的に之を規定したるに過ぎざるものとす。其の他業組合の所得、漁業組合及漁業組合聯合會の所得には各特別法の規定に依り所得税を課せざるを以て利得税を課せざるは勿論とす。

又戦時利得税は公共團體又は慈善其の他の公益事業に對し爲したる贈與の價額に對しては課税せざるものとす。公共團體とは國府縣郡市町村等は勿論水利組合、耕地整理組合、農會、重要物産同業組合、商業會議所、水産組合等一切の公法人を指稱するものと解すべきである。又慈善其の他の公益事業中には民法第三十四條の規定に依り設立したる法人即ち各種學校、赤十字社、愛國婦人會等を包含するものと解すべく又神社、寺院、祠宇、佛堂等も包含すべきものである。

贈與の價額は何れの時に於て爲したるものを控除すべきやは施行規則第七條に規定してある即ち

税法第三條第一項第二號の利得より控除する贈與は利得金額決定の年の總額に依りて計算し税法第三條第一項第三號の利得より控除する贈與は前年中の總額に依りて計算するものである。

贈與の價額は契約の時を以て効力あるものと認むるや或は履行の時を以て贈効力あるものと認むるを相當とするやは議論の存する所たり。元來贈與は民法の規定に依れば契約に依りて効力の發生するものなるを以て契約を爲したる年に於て贈與ありたるものとして計算するを理論上相當とすべしと雖若し單に契約に依りて効力の發生するものとして控除するものと爲すときは莫大な贈與の契約を爲して利得税の脱税を計るものなしとせざるべし。斯の如きは税法上特に恩典を附與したる立法の精神に反するものと謂ふべし。故に贈與は其の年に於て事實履行したる金額及履行すべき見込のもの、外控除せざるを相當となすべし。左の通計算すべきである。

第一例

大正六年八月三十日金十萬圓 何小學校に寄附

大正六年十月船舶賣却に依り大正七年分利得として五十萬圓あるときは此の内十萬圓寄附額を控除して四十萬圓を決定す。

第二例

大正七年六月三十日金五十萬圓 何市へ寄附

大正七年に税法第三條第一項第二號の利得四十萬圓あるときは其の四十萬圓より五十萬圓を控除することを得ず尙十萬圓控除不足額あり此の場合に於て

大正七年八月一日に船舶又は鑛業の利得三十萬圓を得たるときは大正八年に於て前年の利得に依り三十萬圓を決定する場合に於て前年の贈與の控除不足額十萬圓を控除し其の利得を二十萬圓とするものである。然しながら一つの贈與を二重には控除せざるものなるが故に第二號の利得より控除したるときは第三號の利得より控除せざるものとす。

第六章 申告

第九條 第三條第一項第二號ノ利得ニ付納稅義務アル者又ハ第六條第一項但書ニ該當スル所得ヲ有スル者ハ毎年四月中ニ其ノ利得又ハ所得ノ種類及金額ヲ政府ニ申告スベシ
納稅義務者前條第二項ノ贈與ヲ爲シタルトキハ毎年四月中ニ其ノ金額ヲ政府ニ申告スベシ

施行規則

第八條 戰時利得税法第三條第一項第二號ノ利得ニ付納稅義務ヲ有スル者ニシテ同法第六條第一

項但書ニ該當スル所得ヲ有スルモノハ其ノ所得ノ基本タル相續財産ノ種類、員數、相續年月日及被相續人が大正二年以前二年中所得金額ノ決定ヲ受ケタル務稅署名ヲ毎年四月中ニ所轄務稅署ニ申告スベシ

第九條 戰時利得稅法第三條第一項第三號ノ利得ニ付納稅義務ヲ有スル者ハ前年中ニ於ケル利得ノ種類、金額及第六條ノ規定ニ依ル計算ノ内譯額ヲ詳記シ毎年四月中ニ所轄務稅署ニ申告スベシ

第十條 戰時所得稅納稅義務者戰時利得稅法第八條第二項ノ贈與ヲ爲シタルトキハ第七條ノ區分ニ依リ其ノ價額ヲ計算シ贈與年月日及受贈者ノ氏名又ハ名稱ト共ニ毎年四月中ニ所轄務稅署ニ申告スベシ

本條は利得稅に關し申告を爲すべき規定である。即ち申告を要する事項は船舶又は鑛業等の賣却利得を有する者及稅法第三條第一項第二號の利得に付納稅義務を有する者にして當年分の所得中相續財産より生ずる所得を有する者及納稅義務者にして稅法第八條第二項の贈與を爲したるときの場合なりとす。左に之を區分して説明しよう。

第一節 船舶、鑛業等の利得金額申告

稅法第三條第一項第三號の利得即ち船舶鑛業等の賣却に因る利得を有し而も其の利得金額三千圓以上の者は毎年四月中に前年中に於ける利得の種類、金額及前述利得金額の計算方法に従ひて其の利得金額を計算し納稅者の納稅地所轄務稅署に申告を爲すべきである。左に其の一例を示すべし。

大正七年分利得金額届

船舶賣却金額三百五十萬圓

但シ汽船何丸大正二年五月買得ニ係ルモノ重量噸數何噸一噸ニ付何程大正六年五月三十一日何誰ニ賣却

内 控 餘 金

(一)大正三年七月中平準價額百五十萬圓 一噸當何圓

(二)大正三年八月一日以後ノ設備費二十萬圓

(三)同 改良費十五萬圓

(四)賣却ニ關スル必要經費 十 萬 圓

小 計 百九十五萬圓

差引利得金額 百五十五萬圓

右申告候也

住所

大正七年四月 日

氏

名印

何 稅 務 署 長 宛

第二節 相續財産の申告

稅法第三條第一項第二號の利得に付納稅義務を有する者其の年の所得金額中相續財産より生ずる所得ある場合に於ては其の所得の基本たる相續財産の種類、員數、相續年月日及被相續人が大正二年以前二年中所得の決定を受けたる稅務署名を毎年四月中に所轄稅務署に申告を要するのである。左に之を例示すべし。

例へば

大正七年分所得金額（決定を受くべき額）十萬圓其の内譯額

〔田畑所得六萬圓〕なる場合に於て其の田畑が大正五年中に相續したるものときは其の田

〔營業所得四萬圓〕畑の地目反別及大正元年分及大正二年分に於て被相續人が其の田畑に付決定せられたる所得金額をも所轄稅務署に申告するの必要がある。

第三節 贈與價額の申告

贈與の價額は利得金額より控除するを以て利得稅の納稅義務を有する者にして稅法第八條第二項の贈與を爲したるときは毎年四月中に贈與金額、贈與年月日及受贈者の氏名又は名稱を所轄稅務署に申告を要する。

法人は贈與を爲したるときは其の贈與の價額は損益計算上損金に計算せらるべきものなるを以て別に申告を要せざるものである。

而して贈與の價額は稅法第三條第一項第二號の利得を有する場合に於て控除すべき贈與は其の年の贈與に係る金額に限るものなれば此の場合に於ては其の年分の總額を計算し。稅法第三條第一項第三號の利得を有する場合に於て控除すべき贈與は前年分の贈與に係る金額に限るものなれば此の場合に於ては前年中の總額を計算して申告を爲すべきである。

第七章 利得金額の調査及決定

第十條 法人ノ利得金額ハ政府之ヲ調査決定シ個人ノ利得金額ハ所得稅法第十一條ノ所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府之ヲ決定ス

第十五條ヲ以テ準用シタル所得税法

所得税法

第九條第二項 調査委員會閉會後第三種ノ所得ヲ有スル者納税義務アルコトヲ申出デ又ハ納税義務者所得金額ノ増加アルコトヲ申出デタルトキハ政府其ノ所得金額ヲ決定ス

第十條 稅務署長ハ毎年第三種ノ所得ニ付納税義務者又ハ納税義務アリト認ムル者ノ所得金額ヲ調査シ共ノ調査書ヲ製シテ之ヲ所得調査委員會ニ送付スベシ

第二十九條 調査委員ハ自己ノ所得金ニ關スル議事ニ與ルコトヲ得ス

第三十條 八月三十日マデニ調査委員會成立セサルトキハ政府其ノ所得金額ヲ決定ス

調査委員會成立ノ日ヨリ第二十五條ノ期間以内ニ又ハ八月三十日マテニ調査結了セサルトキハ所得金額調査未済ノモノニ限り政府其ノ所得金額ヲ決定ス

第三十一條 政府ハ調査委員會ノ決議ヲ不當ト認ムルトキハ之ヲ再調査ニ附ス仍其ノ決議ヲ不當ト認ムルトキ又ハ再調査ニ付シタル日ヨリ七日以内ニ調査結了セサルトキハ政府ニ於テ所得金額ヲ決定ス

第三十四條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ納税義務者、納税義務アリト認

ムル者又ハ前條ノ規定ニ依リ調査ヲ提出スル義務アリト認ムル者ニ質問スルコトヲ得

第三十四條ノ二 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ納税義務者又ハ納税義務アリト認ムル者ニ金錢又ハ物品ヲ支拂フノ義務ヲ有スト認ムル者ニ對シ其ノ金額、數量、價額又ハ支拂期日ニ付質問スルコトヲ得

第三十五條 政府ハ第一種及第三種ノ所得金額ヲ決定シタルトキハ之ヲ納税義務者ニ通知スヘシ

第四十三條ノ二 第三種所得ニ付二箇以上ノ稅務署管内ニ於テ所得金額ノ決定アリタルトキハ政府ハ納税者ノ住所地若任所ナキトキハ居所地以外ニ於ケル所得金額ノ決定ヲ取消スヘシ

施行規則

第十一條 調査委員會ノ開會日數ハ各調査委員會ノ區域内ニ於ケル其ノ年分戰時利得金額調査書記載ノ人員ニ從ヒ左ノ如ク之ヲ定ム但シ所得税法施行規則第十一條ノ二ノ期間ヲ通シテ三十日ヲ超ユルコトヲ得ス

百人未満ナルトキ

三日内

二百人未満ナルトキ

五日内

二百人以上ナルトキ

七日内

六

前項ノ期間ハ調査委員會カ所得金額ニ付最終ノ決議ヲ爲シタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス

第十二條 調査委員會ノ決議ハ會長ヨリ之ヲ稅務署長ニ通知スヘシ

第十三條 稅務署長ハ戰時利得稅法第十條及第十五條ノ規定ニ依リ利得金額ヲ決定シ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

利得金額ノ調査及決定ハ法人及個人共總テ所得稅ノ規定と同様にして法人ノ利得金額ハ政府に於テ調査決定し個人ノ利得金額ハ所得調査委員會ノ調査に依り政府之ヲ決定するものとす。利得金額ノ調査に付所得調査委員會を利用すること爲したるは利得稅は大體所得稅を基礎として決定するものなるを以て所得調査委員會をして調査せしむるを便宜と認めたるものとす。

第八章 審査

第十一條 利得金額ノ決定ニ對シ審査ノ請求アリタルトキハ所得稅法第三十七條ノ所得審査委員會ノ決議ニ依り政府之ヲ決定ス

第十五條ヲ以テ準用シタル所得稅法

所得稅法

第三十六條 納稅義務者政府ノ通知シタル所得金額ニ對シテ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ申出テ審査ヲ求ムルコトヲ得

第三十七條

(第四項) 審査委員ハ前條ノ申立ヲ爲シタル者ニ對シ其ノ所用ニ關スル事實ヲ質問スルコトヲ得

(第五項) 第三十一條ノ規定ハ之ヲ審査委員會ノ決議ニ準用ス

第三十八條 納稅義務者ハ第三十六條ノ審査ヲ求メタル場合ト雖通知ヲ受ケタル所得金額ニ依リ税金ヲ納ムヘシ

施行規則

第十四條 戰時利得稅法第十五條ノ規定ニ依リ審査ヲ求メムトスル者ハ事由ヲ具シ證憑書類ヲ添へ所轄稅務署長ヲ經由シ稅務監督局長ニ申出ツヘシ

第十五條 審査委員ハ自己ノ利得ニ關スル議事ニ與ルコトヲ得ス

第十六條 審査委員會ノ決議ハ會長ヨリ之ヲ稅務監督局長ニ通知スヘシ

第十七條 稅務監督局長ハ戰時利得稅法第十一條及第十五條ノ規定ニ依リ利得金額ヲ決定シ之ヲ納稅義務者ヘ通知スヘシ

本法は所得金額の決定に對し不服あるものに對する救濟の規定である。即ち利得金額の決定を受けたるものにして其の決定額に對し不服あるものは法人たると個人たるとを問はず其の決定通知書を受けたる日より二十日以内に其の不服の事由を具し證憑書類を添へ所轄稅務署を經由し稅務監督局長に申出づべきである。

審査決定に關する手續は總て所得稅法の規定に準して爲すべきである。

第九章 訴願及行政訴訟

第十五條 (所得稅法準用條文)

所得稅法

第三十九條 所得金額ノ決定ニ對シ不服アル者ハ訴願又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

本條は訴願又は行政訴訟の規定である。訴願又は行政訴訟を提起せんとするには先づ審査の規定に依り審査の請求を爲し然る後其の決定を受けたる後に於て更に訴願又は行政訴訟を提起すべきで

ある。訴願は上級官廳即ち大藏大臣に對し提起すべく行政訴訟は行政裁判所に提起すべきは勿論とす。

第十章 減損更訂

第十五條 (所得稅法準用條文)

所得稅法

第四十條 第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者收入豫算年額四分ノ一以上ヲ減損シタルトキハ政府ニ申出テ所得金額ノ更訂ヲ求ムルコトヲ得但シ翌年一月三十一日ヲ過グルトキハ所得金額ノ更訂ヲ求ルコトヲ得ス

所得金額決定後贈與ヲ爲シタル爲所得金額ヲ減損シタル場合ニハ前項ヲ適用セス

第四十一條 前條ノ請求アリタルトキハ政府ハ其ノ所得金額ヲ査覈シ收入豫算年額ニ對シ四分ノ一以上ノ減損アリタルトキハ所得金額ヲ更訂ス

第四十三條 第四十條ノ請求アリタルトキハ政府ハ其ノ確定ニ至ルマテ税金ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

施行規則

第十八條 戰時利得税法第三條第一項第二號ノ利得ニ付利得金額減損ノ申出アリタルトキハ稅

務署長ハ同法第十五條ノ規定ニ依リ利得金額ヲ改算更訂シ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

本條は利得金額の決定後減損したる場合の救済方法を規定してある。法人の利得金額は各事業年度毎に其の實績に依り決定するものなるを以て減損更訂の問題を生せず。又船舶、鑛業等の賣却利得は前年の總額に付決定するものなるを以て是亦減損更訂の問題を生せないものである。獨り税法第三條第一項第二號の利得即ち第三種の所得金額を基礎として計算する利得は第三種の所得金額が其の年の豫算年額に依り計算するを原則と爲せるが故に之に依りて決定せる利得金額も實際の利得が決定金額に對し減少し納稅者は實際の所得以上に負擔するの不幸を生ずる場合がある。故に本條に於て此の場合を規定してある。此の規定に依りて救済せらるゝ場合は所得金額減少の爲決定利得金額の四分の一以上の利得金額が減少した場合である。此の場合に於ては稅務署長は利得金額を調査して四分の一以上減損したるときは更訂して其の旨を納稅義務者に通知すべきである。而して茲に注意せざるべからざるは利得金額は所得金額を基礎として決定するものなるが故に譬へ利得金額の減損を來たすも所得税法に依り所得金額の減損更訂を求めざれば所得金額を更訂すべからざるが

故に従て利得金額を更訂することを得ず故に利得金額の更訂を求むる場合は必ず所得金額に付減損更訂の申出を爲すことを忘れてはならぬ。

本法に於ては所得税法第四十條を準用しあり。而して所得税法第四十條には收入豫算年額とあるも本法に於ては收入豫算年額なる意味は利得金額と解すべきである。

第十一章 税金の徴收

第十五條ヲ以テ準用シタル所得税法

所得税法

第四十二條

第一項 第一種ノ所得ニ付テハ各事業年度毎ニ所得稅ヲ徴收ス

第三項 第三種ノ所得ニ付テハ所得稅ノ年額ヲ四分シ左ノ四期ニ於テ之ヲ徴收ス但シ納稅者納稅管理人ヲ定メズシテ帝國外ニ住所若ハ居所ヲ移ストキハ其ノ際直ニ其ノ所得稅ヲ徴收スルコトヲ得

第一期 其年九月一日ヨリ三十日限

- 第二期 其年十一月一日ヨリ三十日限
第三期 翌年一月一日ヨリ三十一日限
第四期 翌年三月一日ヨリ三十一日限

施行規則

第十九條 税金ノ一部ヲ納付シタル後利得金額ノ變更ニ因リ戰時利得税金額ヲ減シタル場合ニ於テ既納ノ税金カ變更シタル戰時利得税金額ニ超過スルトキハ其ノ超過額ヲ還付シ不足スルトキハ其ノ不足額ヲ後納期ニ平分シテ徴收ス

本條は税金の徴收に關する規定である。税金の徴收に付ては所得税法を準用しあるを以て總て之と同様に取扱ふべきである。即ち法人の利得税は各事業年度毎に徴收し、個人の利得税は年四期に所得税と同時に徴收するのである。而して個人の利得税に付ては普通の利得税と船舶、鑛業の賣却利得とは各別に決定すべきものなるを以て税額も各別に計算すべきものである。

第十一章 納税地

第十五條 所得税法ノ準用條文

所得税法

第四十四條 第三種ノ所得ニ係ル所得税ハ本人住所ノ地ヲ以テ納税地トシ住所ナキトキハ居所ノ地ヲ以テ納税地トス但シ住所地以外ニ在ル納税者ハ申告シテ居所地ニ於テ所得税ヲ納ムルコトヲ得

此ノ法律施行地ニ住所又ハ居所ナキ者ハ納税地ヲ定メ政府ニ申告スヘシ申告ナキトキハ政府其ノ納税地ヲ指定ス

第四十五條 納税義務者納税地ニ現住セサルトキハ其ノ所得税ニ關スル事項ヲ處理セシムル爲ニ納税管理人ヲ定メ政府ニ申告スヘシ

施行規則

第二十條 納税義務者住所以外ノ地ニ於テ戰時利得税ヲ納ムトスルトキハ又ハ戰時利得税法施行地ニ住所又ハ居所ヲ有セサルトキハ納税地ヲ定メ所轄稅務署ニ申告スヘシ但シ第三種ノ所得ニ付所得税ヲ納ムル義務ヲ有スル者ハ其ノ納税地ヲ以テ戰時利得税ノ納税地ト爲スヘシ

第二十一條 納税義務者納税地ヲ變更スルトキハ其ノ旨新納税地ノ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第二十二條 納税義務者帝外國又ハ戰時利得税法施行地外ニ住所又ハ居所ヲ移ストキハ其ノ旨所

轄稅務署ニ申告スヘシ

第二十三條 納稅義務者納稅管理人ヲ定メタルトキハ其ノ氏名及住所又ハ居所ヲ納稅地ノ所轄稅務署ニ申告スヘシ

本條は納稅地に關する規定である。即ち利得稅の納稅地は原則として住所地を以て納稅地と爲し例外として居所地を以て納稅地を以て納稅地と爲し得るのである。納稅地變更其他納稅管理人の申告等總て所得稅法と同一の手續を要す。

第十三章 罰 則

第十二條 利得金額ヲ隱蔽シテ逋稅シタル者ハ其ノ逋稅金高三倍ノ罰金又ハ科料ニ處ス但シ自首スル者ハ其ノ稅金ヲ追徵シ其ノ罪ヲ問ハス

第十三條 利得ノ調査又ハ審査ニ干與スル者其ノ調査又ハ審査ニ關スル事項ヲ他ニ漏洩シタルトキハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ規定ニ依リ處罰セラレタル者ハ其ノ職ヲ失フモノトス

第十四條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書地三十九條第二項、第四十條、第四十一

條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用キス

(參照)

刑法

第三十八條第三項但書

法律ヲ知ラサルヲ以テ罪ヲ犯ス意ナシト爲スコトヲ得ス但シ情狀ニ因リ其ノ刑ヲ輕減スルコトヲ得

第三十九條第二項

心神耗弱者ノ行爲ハ其刑ヲ減輕ス

第四十條 瘡啞者ノ行爲ハ之ヲ罰セス又ハ其刑ヲ減輕ス

第四十一條 十四歳ニ滿タル者ノ行爲ハ之ヲ罰セス

第四十八條第二項

二個以上ノ罰金ハ各罪ニ付キ定メタル罰金ノ合計額以下ニ於テ處斷ス

第六十三條 從犯ノ刑ハ正犯ノ刑ニ照シテ減輕ス

第六十六條 犯罪ノ情狀憫諒スヘキモノハ酌量シテ其ノ刑ヲ減輕スルコトヲ得

第十三章 罰 則

利得税に關する罰則も亦所得税法と同一であつて利得税金額隠蔽の罪、利得事項漏洩の罪及酌量減輕等を爲さざるの規定である。

第十四章 雜 則

第十五條 所得税法第九條第二項、第十條、第二十九條乃至第三十一條、第三十四條乃至第三十六條、第三十七條第四項、第五項、第三十八條乃至第四十一條、第四十二條第一項、第三項及第四十三條ノ一乃至第四十五條ノ規定ハ戰時利得税ニ關シ之ヲ準用ス

第十六條 本法ニ於テ所得金額ト稱スルハ利得税法ニ依リ政府ノ決定シタル所得金額ヲ謂フ

本法ニ於テ平時事業年度ト稱スルハ大正三年七月三十一日以前二年内ニ終了シタル各事業年度ヲ謂ヒ戰時事業年度ト稱スルハ大正七年一月一日以後ニ於テ終了スル各事業年度ヲ謂フ

第十五條 是所得税法の規定を本法に準用したる條文で前各章に適應したのを再記したのである。本法中所得金額と稱して居るのは所得税法に依りて決定せられたる所得金額を指稱するもので所得金額の最初の決定のみではなく審査訴願減損更訂等に依り變更したるものは其の變更額を指したるものである。

法人の利得金額算出上戰時の所得を比較すべき平時事業年度と稱するは大正三年七月三十一日以前二年内に終了したる事業年度即ち大正元年八月一日以後大正三年七月三十一日迄の間に事業年度末日のある事業年度を指したものである。

第十五章 附 則

本法ハ法人ニ付テハ大正七年一月一日ヲ含ム事業年度分ヨリ個人ニ付テハ大正七年分ヨリ之ヲ適用ス

本法ハ法人ニ付テハ講和條約調印ノ日ニ屬スル年ノ末日ヲ含ム事業年度分限リ、個人ニ付テハ其ノ年分限リ之ヲ廢止ス

沖繩縣ニ於ケル法人ノ平時事業年度ノ所得金額及個人ノ大正二年以前二年ノ所得金額ハ當時ノ所得税法ニ依リ算出シタル金額トス

本法ハ小笠原島及伊豆七島ニハ之ヲ施行セス

大正八年十二月二日印刷
大正八年十二月五日發行

實務所得稅法詳解 全一册

定價 金貳圓五拾錢



著者 武本宗重
東京市小石川區小日向町一丁目廿八番地

發行者 山口新策
東京市下京區堀川通八條下ル十番地

印刷者 金澤求也
東京市麹町區紀尾井町三番地

印刷所 眞社
東京市麹町區紀尾井町三番地

發行所

東京市下京區堀川通八條下ル十番地
振替大阪參五壹八〇番

帝國稅務調查會

382
67

10. 5

終